

令和 5 年度（2023 年度）歯科保健事業（北見保健所・網走保健所）

令和 6 年（2024 年）1 月 31 日現在

1 障がい者等歯科保健対策

(1) 障がい児定期歯科受診促進事業（保健所独自事業）

障がい児の歯科疾患予防及び早期対応を図るため、障がい者歯科協力医との連携体制を整備し、地元のかかりつけ歯科医確保に向け指定児童発達支援事業所において健診等を実施した。

区 分	北見保健所管内	
健康教育	1 回	8 名
歯科健診及び保健指導	3 回	22 名
う蝕予防処置	3 回	22 名

(2) 障がい者歯科保健医療連携推進事業（道事業）

障がい者に対し、地元のかかりつけ歯科医確保ができるよう、就労継続支援事業所において健診・相談及び歯科医療機関受診のための支援を行い、関係機関との連携により体制整備を図る。

区 分	北見保健所管内	網走保健所管内	広域支援
歯科健診及び保健相談	1 事業所 6 名	—	—
検討会	1 回 6 名	—	—

(3) 在宅難病療養者等訪問口腔ケア事業（道事業）

在宅の神経難病患者等の口腔衛生状態や口腔機能の改善を図るため、在宅訪問等により歯科健診・歯科保健指導を実施する。（希望者は随時受付）

区 分	北見保健所管内	網走保健所管内	広域支援
歯科健診及び保健相談	—	—	1 名

2 要介護高齢者歯科保健対策（道事業）

○第 3 次保健医療福祉圏域（オホーツク総合振興局）単位での実施

(1) 施設利用要介護高齢者の口腔ケア・摂食困難事例の問題解決を図るべく、ケアカンファレンスに地元歯科職を派遣し、多職種連携での体制整備を図る。

参画職種：地元歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士、介護職

施設区分：認知症型対応共同生活介護

区 分	広域支援（紋別保健所管内）
食事観察	2 回
ケアカンファレンス	2 回
事後経過観察	1 回

(2) 地域への普及啓発の取組み

歯科医療・口腔ケアの課題を有する事業所等の職員や派遣した歯科医療従事者等を参集し、本事業で検討した事例を題材に、介護の現場等での課題、取組等について共有し意見交換を行う。

紋別保健所管内	令和6年3月6日予定	紋別保健所
---------	------------	-------

3 健診結果等の収集・分析・提供

○地域診断に関わる事項（保健所独自事業）

(1) 幼児歯科健診結果の集計、評価及び還元

- ・1歳6か月児・3歳児歯科健康診査データ 希望自治体：北見保健所管内1市4町
1歳6ヶ月児： 236名 3歳児： 252名 ※ R5.12月末現在

(2) 学校歯科健康診査結果調査（今後集計、評価及び還元）

- ・小学1年生から中学校3年生までの歯科健康診査データ
圏域調査地区 2市8町（第3次医療圏全体では18市町村）

(3) 成人歯科健診結果（今後集計、評価及び還元）

- ・協力市町（1市1町）へは各市町状況を分析還元し、他の町へは管内状況を報告する。
- ・圏域調査地区 北見市・訓子府町（参加人数： 368名）※ R5.12月末現在

4 歯科保健医療機関関係・団体との連携・支援

(1) オホーツク圏域在宅歯科医療連携室との連携

区分	オホーツク圏域
歯科医療機関の受診調整	—
相談員の参画	—
研修会講師依頼	—

(2) 歯科衛生士バンク事業（道事業）

全道市町村（政令市を除く）の在宅歯科衛生士を登録する歯科衛生士バンクを開設し、市町村の歯科保健事業の推進を図る。

	北見保健所管内	網走保健所管内
歯科衛生士バンク登録者	18名	2名

歯科衛生士バンクホームページ <http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kth/89281.html>

(3) 健康教育事業（地域保健法に基づく）

地域住民等に対して生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりを進める上で必要な知識の普及啓発を図る。

区分	北見保健所管内
ポスター・パネル展示	2回（北見保健所庁舎）

5 小児歯科保健対策

○ フッ化物洗口普及支援事業（道事業）

北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例第 11 条に基づき、永久歯のむし歯予防法である集団フッ化物洗口について、保育所、小学校等への導入を支援するため、市町村及び保育所、学校等に技術的な助言、研修会の開催等の支援を行い、全道的なフッ化物洗口の普及を図る。

市町別・施設別実施状況

区分	北見保健所管内	網走保健所管内
フッ化物洗口フォローアップ*	北見市内保育所 1 回 計 31 名	なし
教職員等への説明会	北見市 2 回 計 44 名	なし
打合せ・会議	北見市 3 回	なし
	オホーツク教育局 2 回	
普及啓発	北見市 1 回 計 66 名	なし